

第4号議案

京都地方税機構職員定数条例等の一部改正の件

京都地方税機構職員定数条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月26日提出

京都地方税機構
広域連合長 山崎 善也

(京都地方税機構職員定数条例の一部改正)

第1条 京都地方税機構職員定数条例（平成21年京都地方税機構条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「217人」を「227人」に改める。

(京都地方税機構地方事務所設置条例の一部改正)

第2条 京都地方税機構地方事務所設置条例（平成21年京都地方税機構条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名中「地方事務所」を「地方事務所等」に改める。

第2条の見出しを「(地方事務所等)」に改め、同条中「地方事務所」を「地方事務所及び自動車関係税申告受付センター」に改め、同条第2項の表に次のように加える。

自動車関係税申告受付センター	京都市伏見区	京都府の全域
----------------	--------	--------

(京都地方税機構事務の処理等に関する条例の一部改正)

第3条 京都地方税機構事務の処理等に関する条例（平成21年京都地方税機構条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車取得税、自動車税及び軽自動車税（法第442条第2号に規定する軽自動車又は同条第4号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。）に係る申告書等の受付、税額の算定（軽自動車税に係るものを除く。）、調査及びこれらに関連する事務

第3条第1項第1号中「前条第1項第1号」を「前条第1項第1号及び第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。